

租税条約等に基づく相手国等との情報交換及び送達共助手続について（事務運営指針）新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 定義</p> <p>この事務運営指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>1～7 (省略)</p> <p><u>8 外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA: Foreign Account Tax Compliance Act) (以下「FATCA」という。)</u></p> <p><u>アメリカ合衆国 (以下「米国」という。) 外の金融機関に対して、米国人 (米国市民・米国居住者) が保有する口座の残高、支払・配当等の受取額等の情報を米国内国歳入庁に提出させることを定めた米国の国内法をいう。</u></p> <p><u>9 日米共同声明等</u></p> <p><u>「FATCA 実施円滑化と国際的な税務コンプライアンスの向上のための政府間協力の枠組みに関する米国及び日本による共同声明 (平成 24 年 6 月 21 日)」、「国際的な税務コンプライアンスの向上及び FATCA 実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明 (平成 25 年 6 月 11 日)」及び「国際的な税務コンプライアンスの向上及び FATCA 実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明の一部を修正する追加的声明 (平成 25 年 12 月 18 日)」をいう。</u></p> <p><u>10 e-Tax ホームページの FATCA コーナー</u></p> <p><u>国税庁から照会を受けた金融機関が、不同意米国口座及び不参加金融機関へ支払われた外国報告対象金額についての情報を、国税庁のホームページにある国税電子申告・納税システム (e-Tax) を利用し、データ送信するサイトをいう。</u></p>	<p>第 1 定義</p> <p>この事務運営指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>1～7 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>11</u> 自発的情報交換 (省略)</p>	<p><u>8</u> 自発的情報交換 (同左)</p>
<p><u>12</u> 自動的情報交換 (省略)</p>	<p><u>9</u> 自動的情報交換 (同左)</p>
<p><u>13</u> 情報提供のための質問検査権 (省略)</p>	<p><u>10</u> 情報提供のための質問検査権 (同左)</p>
<p><u>14</u> 質問検査権の不行使事由 (省略)</p>	<p><u>11</u> 質問検査権の不行使事由 (同左)</p>
<p><u>15</u> 必要犯則情報 (省略)</p>	<p><u>12</u> 必要犯則情報 (同左)</p>
<p><u>16</u> 必要犯則情報提供のための質問、検査又は領置等の権限 (省略)</p>	<p><u>13</u> 必要犯則情報提供のための質問、検査又は領置等の権限 (同左)</p>
<p><u>17</u> 必要犯則情報提供のための質問、検査又は領置等の権限の不行使事由 (省略)</p>	<p><u>14</u> 必要犯則情報提供のための質問、検査又は領置等の権限の不行使事由 (同左)</p>
<p><u>18</u> 庁国際業務課 (省略)</p>	<p><u>15</u> 庁国際業務課 (同左)</p>
<p><u>19</u> 庁主管課 (省略)</p>	<p><u>16</u> 庁主管課 (同左)</p>
<p><u>20</u> 局管理者 (省略)</p>	<p><u>17</u> 局管理者 (同左)</p>
<p><u>21</u> 署管理者 (省略)</p>	<p><u>18</u> 署管理者 (同左)</p>
<p><u>22</u> 情報収集担当者 (省略)</p>	<p><u>19</u> 情報収集担当者 (同左)</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="271 213 450 292">23 送達共助 (省略)</p> <p data-bbox="215 357 627 387">第2 情報交換に係る事務手続</p> <p data-bbox="277 405 833 435">1 要請に基づく情報交換に係る事務手続</p> <p data-bbox="300 453 521 483">(1)・(2) (省略)</p> <p data-bbox="300 501 1055 531">(3) <u>FATCA</u> に基づく米国内国歳入庁からの情報提供要請</p> <p data-bbox="329 549 1084 579">イ <u>FATCA</u> に基づく米国内国歳入庁からの情報提供要請</p> <p data-bbox="351 596 1167 866"><u>国税庁は、不同意口座等の情報について米国内国歳入庁から情報提供要請があった場合には、日本国内金融機関（日米共同声明等で定める日本国内金融機関をいう。）に対して不同意口座等に係る照会文書（国税庁から金融機関に対して不同意口座等の残高等の情報について照会する文書）を発送し情報提供を求める。</u></p> <p data-bbox="358 884 1167 962"><u>（注） <u>FATCA</u> に基づく米国内国歳入庁からの情報提供要請の位置付け</u></p> <p data-bbox="434 979 1167 1297"><u>FATCA の実施に関して、我が国においては、日米共同声明等により、米国内国歳入庁への口座情報の提供に関して口座を保有する米国人から同意を得られなかった口座等（以下、「不同意口座等」という。）について、米国内国歳入庁が国税庁に対して日米租税条約第 26 条（情報交換規定）に基づき、口座情報の提供を要請することとなっている。</u></p> <p data-bbox="329 1315 1167 1393">ロ <u>FATCA</u> に基づく米国内国歳入庁からの情報提供要請の管理</p>	<p data-bbox="1245 213 1424 292">20 送達共助 (同左)</p> <p data-bbox="1189 357 1601 387">第2 情報交換に係る事務手続</p> <p data-bbox="1256 405 1812 435">1 要請に基づく情報交換に係る事務手続</p> <p data-bbox="1279 453 1500 483">(1)・(2) (同左)</p> <p data-bbox="1263 501 1350 531">(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>FATCA に基づく米国内国歳入庁からの情報提供要請については、庁国際業務課が管理することから、署管理者、局管理者及び庁主管課は、「(2)ワ 相手国等からの要請事案の管理」を要しない。</u></p> <p>ハ <u>照会文書の発送に係る手続</u></p> <p><u>FATCA に基づく米国内国歳入庁からの情報提供要請があった場合、庁国際業務課は、別紙様式 16 により庁主管課に対して、当該情報提供要請があった旨を通知するとともに、局管理者に対して、当該情報提供要請において特定された日本国内金融機関（以下（3）において「特定金融機関」という。）に対する不同意口座等に係る照会文書の発出に係る決裁を行うよう依頼する。</u></p> <p><u>なお、照会文書の発送は、租税条約等実施特例法第 9 条に規定する質問検査権の行使に該当する。</u></p> <p>ニ <u>各国税局における手続</u></p> <p>(イ) <u>各局所管部長までの決裁</u></p> <p><u>局管理者は、「ハ 照会文書の発送に係る手続」について、各国税局内の決裁手続の例に従い、一元的文書管理システムにより照会文書の発出の決裁を了する。</u></p> <p>(ロ) <u>決裁完了の通知</u></p> <p><u>照会文書の発出の決裁を了した局管理者は、庁国際業務課に決裁を了した旨を通知する。</u></p> <p>ホ <u>収集した情報の米国内国歳入庁への提供</u></p> <p>(イ) <u>庁国際業務課は、米国内国歳入庁から要請を受けてから 6 か月以内に、特定金融機関から受領した不同意口座等の残</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>高等の情報を米国内国歳入庁へ提供する。</u></p> <p><u>(注) 照会文書への回答の受領等</u> <u>照会文書に対する特定金融機関からの回答は、</u> <u>原則として e-Tax ホームページの FATCA コーナ</u> <u>ーを通じて受領する。</u></p> <p><u>(ロ) 米国内国歳入庁からの追加要請</u> <u>米国内国歳入庁から「ハ 収集した情報の米国内国歳入</u> <u>庁への提供」により提供した情報について追加の情報提供要</u> <u>請があった場合には、「(2) 相手国等からの情報提供要請」</u> <u>により処理する。</u></p> <p>2～4 (省略)</p> <p>第3 送達共助に係る事務手続 1・2 (省略)</p> <p>第4 雑則 1・2 (省略)</p>	<p>2～4 (同左)</p> <p>第3 送達共助に係る事務手続 1・2 (同左)</p> <p>第4 雑則 1・2 (同左)</p>